## 第２章　運航の可否判断

（発航の可否判断）

第２条　船長は，発航前に運航の可否判断を行い，発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは，発航を中止しなければならない。

| 気象・海象<br>発航地名 | 風　速 | 波　高 | 視　程 |
|---|---|---|---|
| 相模湾周遊コース | １２m/s以上 | １．２m以上 | １０００m以下 |
| 伊豆大島周遊コース | １２m/s以上 | １．２m以上 | １０００m以下 |
| 東京湾周遊コース | １２m/s以上 | １．２m以上 | １０００m以下 |
| 三崎保田周遊コース | １２m/s以上 | １．２m以上 | １０００m以下 |

２　船長は，前項の規定に基づき発航の中止を決定したときは，旅客の下船，保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

３　船長は，本条第１項の条件に達しないときでも，潮位表及び桟橋にある潮位標識を調べ，航路筋の各橋梁下と船上空間が次に掲げる条件に達していると認められるときは，発航を中止しなければならない。

| |
|---|
| 橋梁下と船上との空間が，空船状態で３０ｃｍ以下 |

（基準航行の可否判断等）

第３条　船長は，基準航行を継続した場合，船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき，又は周囲の視程が１０００m以下となったときは，基準航行を中止し，減速，適宜の変針，基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

２　船長は，航路筋の各船渠下と船上空間が３０ｃｍ以下となるおそれがあると認めるときは，基準航行を中止し，減速，適宜の変針，反転等適切な措置をとらなければならない。

（着桟の可否判断）

第４条　船長は，着桟予定港内の気象・海象に関する情報を確認し，次に掲げる条件の一に達していると認めるときは，着桟を中止し，適宜の海域での錨泊，着桟場所の変更その他の適切な措置をとらなければならない。

| 気象・海象<br>発航地名 | 風　速 | 波　高 | 視　程 |
|---|---|---|---|
| 相模湾周遊コース | １２m/s以上 | １．２m以上 | １０００m以下 |
| 伊豆大島周遊コース | １２m/s以上 | １．２m以上 | １０００m以下 |
| 東京湾周遊コース | １２m/s以上 | １．２m以上 | １０００m以下 |
| 三崎保田周遊コース | １２m/s以上 | １．２m以上 | １０００m以下 |

（運航の可否判断等の記録）

第４条の２　運航の可否判断の記録は，航海日誌等に気象情報（予報）及び措置，協議内容を記録する。特に運航中止基準に達した（達するおそれがある）場合における運航継続の措置については，判断理由を記載する。